⑶　土地及び建物の価額については、上記⑴にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{取得時の自己資産＋返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金＋取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}} +$$

$$\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

「借入金」の価額＝算出日の借入金の価額$\times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$

⑷　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。

⑸　営業権、地上権その他の無形固定資産についても、⑷の価額の算出の基礎とする。

別紙様式第16号（第152条の２の16第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

労働金庫電子決済等代行業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所の所在地

名　称

氏　名　　印

（記載上の注意）

１　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

２　記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

１　登録年月日及び登録番号

２　労働金庫電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における労働金庫電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

３　契約締結に係る金庫又は労働金庫連合会

⑴　金庫との契約

契約締結金庫名	契約年月日	労働金庫電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

１　本表は、金庫との間で労働金庫法（以下「法」という。）第89条の６第１項の契約を締結している場合に記載すること。

２　「契約締結金庫名」欄は、当期末における契約締結金庫（１の契約を締結している金庫をいう。３において同じ。）の名称を記載すること。

３　「労働金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結金庫との契約に従つて行う労働金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（法第89条の５第２項第１号に掲げる行為（第82条の２に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第89条の５第２項第１号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

⑵　労働金庫連合会との契約

契約締結労働金庫連合会名		契約年月日	労働金庫電子決済等代行業の業務の内容
	労働金庫名		

（記載上の注意）

１　本表は、労働金庫連合会との間で法第89条の８第１項の契約を締結している場合に記載すること。

２　「契約締結労働金庫連合会名」欄は、当期末における契約締結労働金庫連合会（１の契約を締結している労働金庫連合会をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。

３　「労働金庫名」欄は、契約締結労働金庫連合会が法第89条の８第１項の同意をしている労働金庫の名称を記載すること。

４　「労働金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結労働金庫連合会との契約に従つて行う労働金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

４　委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	労働金庫電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

１　本表は、委託先（第152条の２の２第２項第２号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。

２　「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。

３　「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。

４　「労働金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する労働金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。